



栃木県公報

令和8(2026)年
2月27日(金)
第683号

目次

告示

- 令和8(2026)年度自衛官の募集期間等..... 123
- 公印の作成..... 123
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 124
- 保安林の指定..... 124
- 解除予定保安林..... 125
- 道路の供用開始..... 125
- 公募設置等計画の認定..... 125
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援
法人の指定..... 126
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援
法人の業務の変更..... 126

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要..... 126
- 大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要..... 127
- 農地を利用する権利の設定の裁定の申請..... 127
- 開発行為の工事完了..... 128
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施..... 129

告示

栃木県告示第116号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等	募集期間	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
一般曹候補生 (陸・海・空) (男子・女子)	令和8(2026)年3月 1日(日)から同年5 月7日(木)まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (Web試験方式) 令和8(2026)年5月17日(日)及 び同月18日(月)(任意の1日)	※志願者へ 別途通知	※志願者へ 別途通知
		2 口述試験及び身体検査 令和8(2026)年6月20日(土)及 び同月21日(日)(任意の1日)	陸上自衛隊 宇都宮駐屯 地	宇都宮市茂 原1丁目5 番45号

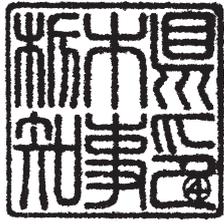
(市町村課)

栃木県告示第117号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

名称	印影	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	使用開始日	公印管理者
栃木県知事印④		方28	てん書	出先機関専用	令和8(2026)年3月1日	栃木県税務所長
栃木県栃木県税務所出納員印		方18	てん書	公所出納員用	令和8(2026)年3月1日	栃木県税務所長
栃木県立県北産業技術専門校長印		方20	てん書	一般文書用	令和8(2026)年3月1日	県北産業技術専門校長
栃木県立とちぎ学びの夢学園出納員印		方18	てん書	公所出納員用	令和8(2026)年4月1日	とちぎ学びの夢学園校長

(文書学事課)

栃木県告示第118号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970803326	株式会社ヴァティー 代表取締役 小林 孝幸	ここケア横倉新田 訪問介護	小山市横倉新田 172番9	令和8(2026)年 2月1日	訪問介護

(高齢対策課)

栃木県告示第119号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林の所在場所
宇都宮市徳次郎町字牛沢3238、字山越入3475
- 指定の目的
干害の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第120号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

- 解除予定保安林の所在場所
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和8(2026)年2月27日から同年3月30日まで一般の縦覧に供する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
44	主要地方道 栃木二宮線	栃木市大宮町745-2から 栃木市大宮町31-1まで	令和8(2026)年 2月27日10時

(道路保全課)

栃木県告示第122号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき、公募設置等計画について認定しましたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

- 認定計画提出者
株式会社デベロップ
- 認定日
令和8(2026)年2月27日
- 認定有効期間
公募対象公園施設の供用開始日から20年間
- 公園の名称

とちぎわんぱく公園

5 公募対象公園施設の位置

別紙図面のとおり

(「別紙図面」は省略し、その図面を栃木県県土整備部都市整備課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

(都市整備課)

栃木県告示第123号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第60条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

支援業務の種別	名称又は商号	主たる事務所又は営業所の所在地	支援業務を行う事務所又は営業所の所在地	指定年月日
法第62条第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる業務	株式会社エスカム	栃木県大田原市美原二丁目3219-6 A00	栃木県大田原市美原二丁目3219-6 A00	令和8(2026)年2月17日

栃木県告示第124号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第61条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の変更を認可したので、同法第61条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

名称又は商号	支援業務の種別	認可年月日
株式会社エヅリン	法第62条第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる業務 (法第62条第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる業務)	令和8(2026)年2月17日

※支援業務の種別欄の()内は変更前のもの

(住宅課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和8(2026)年3月27日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

たいらや自治医大店

下野市緑四丁目26番3 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
---------	-----------

下 野 市	意 見 な し
-------	---------

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和8（2026）年3月27日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和 8（2026）年 2 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
たいらや自治医大店
下野市緑四丁目26番3 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

（経営支援課）

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和 8（2026）年 2 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農 地 の 所 在 及 び 地 番	地 目（ 登 記 ）	面 積（ 登 記 ）（ 平 方 メ ー ト ル ）
鹿沼市下永野字上蔵本194番	畑	1,953.00
鹿沼市下永野字上蔵本195番 1	畑	879.00
鹿沼市下永野字上蔵本307番 2	畑	167.00
鹿沼市下永野字倉本1970番	田	2,896.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番 1	田（畑）	2,034.00（3,069.00）
那須町大字高久甲字愛宕前5134番10	田（畑）	2,589.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番11	田（畑）	1,477.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番12	田（畑）	372.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番13	田（畑）	496.00
那須町大字高久甲字愛宕前5139番 1	田（畑）	7,396.00
那須町大字高久甲字愛宕前5171番 1	畑	2,400.00（4,500.00）
那須町大字高久甲字愛宕前5184番 3	畑（山林）	188.00
那須町大字高久甲字愛宕前5185番 1	畑（山林）	2,613.00

- 2 申請に係る農地の利用の現況
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に

規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は地域計画区域内の農地であり、農地中間管理機構が定める農地中間管理事業規程第4条第1項第1号の規定に基づく基準に適合するため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
鹿沼市下永野字上蔵本194番	令和8(2026)年 5月1日	10年	127,610円
鹿沼市下永野字上蔵本195番1			
鹿沼市下永野字上蔵本307番2			
鹿沼市下永野字倉本1970番	令和8(2026)年 5月1日	5年	180,900円
那須町大字高久甲字愛宕前5134番1			
那須町大字高久甲字愛宕前5134番10			
那須町大字高久甲字愛宕前5134番11			
那須町大字高久甲字愛宕前5134番12			
那須町大字高久甲字愛宕前5134番13			
那須町大字高久甲字愛宕前5139番1	令和8(2026)年 5月1日	3年	31,206円
那須町大字高久甲字愛宕前5171番1			
那須町大字高久甲字愛宕前5184番3			
那須町大字高久甲字愛宕前5185番1			

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8(2026)年3月13日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名

下都賀郡野木町大字野渡字狐塚161番4	東京都足立区竹の塚二丁目14番7-201号	栗原海斗
---------------------	-----------------------	------

(都市政策課)

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年栃木県規則第130号）第16条の規定により公告する。

令和8(2026)年2月27日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時及び時間割

区	分	年	月	日	時	間
二	学科の試験	令和8(2026)年	7月	5日(日)	午前10時15分	午後5時20分
級	設計製図の試験	令和8(2026)年	9月	13日(日)	午前11時00分	午後4時00分
木	学科の試験	令和8(2026)年	7月	26日(日)	午前10時15分	午後5時20分
造	設計製図の試験	令和8(2026)年	10月	11日(日)	午前11時00分	午後4時00分

2 試験の場所

(1) 学科の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学
イ 木造建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学

(2) 設計製図の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学
イ 木造建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学

3 受験資格

(1) 二級建築士試験

令和8(2026)年7月5日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

(2) 木造建築士試験

令和8(2026)年7月26日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

4 受験申込の手続

(1) インターネットによる受験申込

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

ア 期間 令和8(2026)年4月1日(水)午前10時から同月14日(火)午後4時まで

イ 申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8(2026)年4月7日(火)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話 050-3645-8422)に申し出ること。

5 試験の結果発表

- (1) 学科の試験の合格者 令和8(2026)年8月24日(月)(予定)
(2) 設計製図の試験の合格者 令和8(2026)年12月3日(木)(予定)

(建築指導課)